

パブリックコメント手続における「(仮称)地域支え合い活動推進条例(案)」に対する意見と市の考え方

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	条例修正案
1-1	第2条	見守りネットワーク事業との整合性 70才以上のひとり暮らしというくりがなくなってしまう。独居者(孤独死絶滅)対応は大きく後退してしまう。	75歳以上とした「逆手上げ方式」の対象年齢に満たない方でも、心身の状況に不安がある場合など支援を必要とする方については、市に申し出ていただく「手上げ方式」により、個別に名簿へ登録していきます。	無	
1-2	第2条	申請があれば名簿への登録を常時行なう。 登録を申し出たり、取り消したり、再度元に戻すなど事務作業がひんぱんに発生します。個人情報保護の点で問題が起り、正確な情報は守れなくなります。	名簿の更新に関して、住民基本台帳や介護保険等の行政が保有する情報については、名簿情報を最新の状態を保つよう随時更新し管理できる仕組みを構築したいと考えています。また、「手上げ方式」の対象となるその他の支援を必要とする方については、随時登録や変更の申出を受け付ける予定です。 自治会等に提供する名簿については、少なくとも毎年1回程度、既に提供した名簿と引き換えることにより更新していきたくと考えています。 罰則は規定していませんが、名簿を提供する団体等とは当該情報の取扱いに関する協定を締結し、各団体等に提供する名簿の部数に応じてそれぞれ名簿管理者を届け出ていただくとともに、目的外利用の禁止、活動従事者の守秘義務等を周知・徹底し、適切な管理をお願いしてまいります。	無	
1-3	第6条	自治会等の役割 自治会の未加入世帯が約30%あり、未加入者に対しては自治会は手が出せない。市役所で加入促進を強力に展開して下さる予定はありますか？ 地区社協は全てを担当できますが、会員からの会費はゼロなので活動費がない。もし地区社協で担当した時の事務経費は市役所で負担してくれますか？	支援を必要とする方については、自治会未加入者についても名簿に登録する対象者とする必要があると考えています。自治会未加入者の増加が課題となっていることは認識しており、広報やホームページ、転入者への案内などにおいて積極的に周知し、自治会への加入促進に努めています。今後も、引き続き自治会への加入促進に努めるとともに、本制度の周知や情報提供に係る意思の確認に合わせて、名簿に登録する対象となる方に対して、自治会への加入を呼び掛けていきます。 地区社会福祉協議会には現在も多くの地区で見守り活動を行っていただいていることから、活動を行う地区からの申出があれば名簿を提供できるよう、本条例においても名簿を提供できる団体として位置付けています。 本条例に基づく団体等の活動に対する金銭的な報酬は考えていませんが、現在、見守り活動を実施していただいている地区社会福祉協議会に対して「ひとり暮らし高齢者声の訪問事業」として報償費を支出しており、今後の当該事業のあり方については、地区社会福祉協議会のご意見も伺いながら検討していきたくと考えています。	無	
1-4	第9条	見守り情報 生年月日が入ると拒否者が急増してしまうので要件から外して欲しい。また男性の健康寿命は70才であるのでひとり暮らしの見守りは70才以上にする必要はある。 認知症の方の情報が必要です。	生年月日は、対象者本人の特定に必要な基本的な情報であり、改正災害対策基本法第49条の10第2項に規定する避難行動要支援者名簿への記載事項に含まれていることから、名簿により提供する情報に含める必要があります。 75歳以上とした「逆手上げ方式」の対象年齢に満たない方でも、心身の状況に不安がある場合など支援を必要とする方については、市に申し出ていただく「手上げ方式」により、個別に名簿へ登録していきます。	無	
1-5	第14条	自治会等及び地区社会福祉協議会の申し出 申し出る事により具体的に活動補助金が支給されるのでしょうか。現在、地区社会福祉協議会では独居高齢者等の見守り活動を実施しており、年間15万円の補助金(事業費)を頂いています。今後はなくなるのか。自治会と折半になるのか教えて下さい。	本条例に基づく団体等の活動に対する金銭的な報酬は考えていませんが、現在、見守り活動を実施していただいている地区社会福祉協議会に対して「ひとり暮らし高齢者声の訪問事業」として報償費を支出しており、今後の当該事業のあり方については、地区社会福祉協議会のご意見も伺いながら検討していきたくと考えています。	無	
1-6	第20条	支え合い活動の従事者の義務 精神的なしほりだけで運営できる程甘くはありません。 最低限必要限度の情報だけに絞って名簿作成とする。 更新作業も情報もれが心配です。	名簿により提供する情報については、改正災害対策基本法第49条の10第2項に規定する避難行動要支援者名簿への記載事項と整合を図り、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、支援を必要とする事由並びにその他市長が支え合い活動を行うに当たり必要と認める事項に限定しています。 .名簿の更新に関して、住民基本台帳や介護保険等の行政が保有する情報については、名簿情報を最新の状態を保つよう随時更新し管理できる仕組みを構築したいと考えています。 また、「手上げ方式」の対象となるその他の支援を必要とする方については、随時登録や変更の申出を受け付ける予定です。 自治会等に提供する名簿については、少なくとも毎年1回程度、既に提供した名簿と引き換えることにより更新していきたくと考えています。 罰則は規定していませんが、名簿を提供する団体等とは当該情報の取扱いに関する協定を締結し、各団体等に提供する名簿の部数に応じてそれぞれ名簿管理者を届け出ていただくとともに、目的外利用の禁止、活動従事者の守秘義務等を周知・徹底し、適切な管理をお願いしてまいります。	無	

パブリックコメント手続における「(仮称)地域支え合い活動推進条例(案)」に対する意見と市の考え方

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	条例修正案
2-1	全般	災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、その中の(施策における防災上の配慮等)第8条2 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項として、乳幼児、「要配慮者」が追加されました。条例(案)は「流山市地域見守りネットワーク」で見守り活動をしている自治会が市内の176自治会中30自治会で「見守り活動を実施する自治会等が対象者の把握に苦慮」とされることから、個人情報の自治会等に提供することを条例により裏づけしようとするもので、災害対策基本法等の一部を改正する法律について、全く配慮されていません。そして法律で要配慮者という用語があることから、「支援を必要とする者」などと造語しないでください。災害対策基本法等の一部を改正する法律を熟読し、これに対応する内容を含めて条文をまとめてください。	ご指摘の点を含め、改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項等については、本条例の制定と合わせて今年度中に予定している「災害時要援護者避難支援計画」の見直しの中で規定し、避難支援体制の構築を推進していきます。	無	
2-2	全般	1. 乳幼児に対する記述がないこと、要配慮者という用語のこと 災害対策基本法の改正で乳幼児その他が記載されたのに対して、(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)ではそれに対するものが全くありません。また、「支援を必要とする者」などという用語を条文(案)中で勝手に定義していることも問題です。市川市では災害対策基本法の改正案を正確に理解し、要配慮者という用語を使い、さらにその分析を行なって防災に反映しています。			
2-3	第10条	2. 「75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供」について 条例(案)の第10条で、不同意の申出があった場合は75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報は提供しないことが定められます。 想像力のある人物が、条文の策定に関わっていれば、不同意の申出をしない人でも情報の提供をして欲しくない人が多数いると考えられます。認知機能や精神に障害を抱えている人たちも含まれることが想定されます。そして、善意で活動しようとした自治会のメンバーがその人たちに対して支え合い活動しようとした場合、対象となる人物についての具体的な個人の状況について情報を提供する流山市が理解していることはありませんので、そこで多数、トラブルが生じることは明らかです。状況によっては傷害事件が発生する可能性があります。(流山市地域見守りネットワークについて同様の懸念があることから、保険などの対応はどうなっているか、確認したところ、コミュニティ保険を、と回答されましたが、全く不十分です。)この面で無責任な条例(案)と指摘せざるを得ません。	ご指摘のように、本来は支援を必要とする全ての方に理解を得て、同意いただいた上で、情報提供する名簿に登載することが望ましいと考えますが、75歳以上のひとり暮らし等の方については、福祉・介護・医療サービスとの接点がない方などが名簿から漏れ「孤独死」などに繋がることも懸念されるため、通知に対して不同意の意思表示があった方を除きすべての方を名簿に登載する「逆手上げ方式」を採用することとしています。 どうしても情報提供する名簿に登載されたくないという方は、拒否の意思表示ができることを事前に十分周知した上で意思の確認の通知をしていきたいと考えています。また、通知に対して返事のない方については、名簿に登載させていただくことについて再度確認の通知をした上で登載していきたいと考えています。 認知症などの困難な課題を抱えている方に対しては、行政や地域包括支援センター、関係機関等が連携して対応しています。 自治会等が行う地域における見守り活動は、専門的な対応ではなく、その地域における活動の進展や実状を踏まえて、誰もが無理のない範囲で助け合いの気持で行うことができる活動であることが必要だと考えています。 なお、コミュニティ保険については、自治会等の公益性のある活動中に起きた事故に対して、市が保険料を負担し、補償をするもので、見守り等の活動についても対象となります。	無	
2-4	第17条	3. 第17条(緊急時における協力の依頼等)について 「想定される緊急時に協力依頼等して、現実的に機能するか」と考えると、緊急時には名簿を提供できることを条文で裏づけしただけのもので、机上の空論としかいえない条文です。	緊急時における具体的な対応については、本条例の制定と合わせて今年度中に予定している「災害時要援護者避難支援計画」の見直しの中で検討し、実効性のある避難支援体制の構築に努めます。	無	

パブリックコメント手続における「(仮称)地域支え合い活動推進条例(案)」に対する意見と市の考え方

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	条例修正案
3-1	第2条第2項第1号	75歳以上の……に属する者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳(ろう、聴覚障がい、聴覚障がいに起因する言語障がいに限る)の交付を受けている者	行政の保有する住民基本台帳や介護保険・障害者手帳等の情報に基づき名簿を作成する上では、一定の要件を定める必要がありますが、地域において支援する側である自治会等のマンパワーにも限りがあり、過度な負担となることも懸念されることから、まずは孤独死や被災のリスクが高い方として、ひとり暮らし等の75歳以上高齢者及び障害者・要介護認定者のうちで比較的重度の方を重点的・優先的に対象とし、名簿の整備を進めていく必要があると考えています。	無	
3-2	第2条第2項第2号	……(障がいの程度が1級又は2級であるものに限る。ただし、ろう者は障がいの程度に関係なく、身体障がい者手帳所持者全員とする。)の交付を受けている者	本来は支援を必要とする全ての方に理解を得て、同意いただいた上で、情報提供する名簿に登載することが望ましいと考えますが、75歳以上のひとり暮らしの方については、福祉・介護・医療サービスとの接点がない方などが名簿から漏れ「孤独死」などに繋がることも懸念されるため、通知に対して不同意の意思表示があった方を除きすべての方を名簿に登載する「逆手上げ方式」を採用することとしています。		
3-3	第2条第2項の補足説明	ろう者の場合の身体障害者手帳交付の判定は、話声の大小・高低によるものであり、話声の弁別能力、すなわち、話声の聴き分け能力を考慮していません。ですから、裸耳で話声が聴こえていても、聴き分け能力があるとは限りません。また、補聴器を装用しても、必ずしも聴き分けるとは限りません。ほとんどのろう者は、聴き分け能力がないと言っても過言ではないと思います。私事になりますが、12歳頃までは6級でしたが、その後、聴力が次第に低下し、再判定し、障害程度の変更で2級になりました。これは話声を大きくしないと聴こえないことであり、聴き分け能力とは無関係で、以前とは全く変わっていません。	対象となる障害者や要介護認定者の方については、様々なケースの方が含まれており、その個人情報の取り扱いについては慎重な配慮が求められるため、通知に対して同意する方のみを名簿に登載する「同意方式」を採用したいと考えています。なお、それ以外の高齢者・障害者・要介護(要支援)認定者・乳幼児・児童・妊産婦・外国人等の方の中で、支援を必要とする方もいると考えられますので、これらの方については、自ら市に申し出ていただき、名簿に登載するいわゆる「手上げ方式」を採用することとしたいと考えています。		
3-4	第9条第1項	……に係る情報を提供することができる。ただし、ろう者は情報障がい者であるため、団体等に対し、物理的支援でなく人的支援(手話通訳者・要約筆記者等の派遣・設置等)が必要であり、ろう者に係る全ての情報を提供しなければならない。	情報・コミュニケーションに支障がある方等への配慮の考え方については、ご意見を踏まえ、本条例の制定と合わせて今年度中に予定している「災害時要援護者避難支援計画」の見直しの中に反映できるよう検討し、支援体制の充実に努めていきたいと考えています。	無	
3-5	第2章第1項の補足説明	ろう者が不安に駆られることなく、安心安全に暮らしやすく生活を送るためには、貴市役所健康福祉部をはじめ、第2章第9条第1項の第1号～第8号の団体等に、6月25日の市議会第2回定例会において手話言語法制定の請願が採択されたのを機に、流山市においても、これから推進していく手話言語条例とのかかわりから、手話通訳者等を設置するか、手話講習会(手話学習会)等を開催し、手話通訳者等を積極的に養成していくことが最重要であります。ろう者の心情をご理解い			
3-6	第9条第2項	……、電話番号、ろう者の場合は、FAX番号、メールアドレス、その他の連絡先及び支援を必要とする……	名簿により提供する情報として規定している「電話番号その他の連絡先」にはFAX番号、メールアドレスを含んでいます。	無	
3-7	第11条	……未成年後見人)をいう。また、デフファミリー、すなわち、ろう(聾)・ろう(聾)親子を含む。次条において同じ。))の同意を得た後でなければ……	情報・コミュニケーションに支障がある方等も含め、「同意方式」の対象となる方に対する情報提供に係る意思の確認については、家族、関係者、関係団体、事業者等にもご協力いただきながら、制度の趣旨を説明・周知して理解していただき、支援を必要としない方や自治会等に名簿を提供してもらいたくないという方を除いて、できるかぎり名簿に登載できるよう努めたいと考えています。	無	
4-1	第6条	【自治会の役員を務める立場で、以下意見を述べます】 ①従来の市の説明では、自治会は「住む人が地域の課題解決や住民親睦を図ることを目的として結成され、運営される自主的な組織」とされています。(自治会ハンドブック) ②もちろん「地域の中の支援が必要な人を見守る活動」も、その課題に含まれる社会になってきたことは理解できますが、今回公表された条例(案)で述べる「支え活動の中心的主体であることを認識し…行うように努める…」義務的立場の表現と、従来の自主的性格との落差は非常に大きいと感じます。 ③この文言の根拠を、流山市自治基本条例第6条第1項の規定に求めるのは飛躍し過ぎると感じます。また、配付された参考資料5頁に記載の「市民自治の重要な担い手」とまでは基本条例では規定していません。 ④「パブリックコメント実施要領」第3項に述べられた「自治会は地域の実情を理解している」の形になっていない故に「対象者の把握に苦慮している」現実があると考えています。今回の条例(案)では、自治会の負担がより大きく感じられ、役員引受け辞退者を増加させる懸念があります。 ⑤今回計画されている条例の意図は、(ア)平成25年の改正災害対策基本法を受けた名簿提供要件に対応する、(イ)市の施策である「見守りネットワーク」への情報開示にあると考えますが、自治会の役割規定まで踏み込まずにできるのではないのでしょうか。	地域における支え合い活動を推進するためには、行政と地域がそれぞれに期待される役割を理解し、連携・協力していくことが必要です。本条例では、市、市民、自治会等、関係機関、事業者それぞれに期待される役割を規定していますが、地域のコミュニティ活動の中核を担っている自治会には、地域における支え合い活動の中心的主体としての役割を期待しており、これを条文に明記したものです。なお、本条例の趣旨は、自治会等が主体的に行う支え合い活動に活用していただくための名簿を自治会等からの申出によりあらかじめ提供できるようにし、地域での支え合い活動を促進しようとするのものであり、新たに自治会等に対して一律に具体的な活動を義務付けたり、これまで主体的に行っていた活動に否定したりするものではありません。自治会等には、その地域における実状や活動の進展を踏まえて、誰もが無理のない範囲で助け合いの気持で日常的に行うことができる活動の展開を期待するものです。また、災害時の避難支援等の活動については、あくまで支援する方自身やその家族などの安全を前提として、地域の「共助」の考え方に基づき、できる範囲での支援をお願いするものであり、法的な義務や責任が伴うものではありません。支援を必要とする方にも、「自助」の考え方に基づく事前の備えや普段から地域の方と気軽に話せる関係をつくる心がけの必要性も周知していきたいと考えています。自治会役員等の担い手不足が課題となっていることは認識しており、自治会等のコミュニティ活動における担い手の育成などに努めていきますが、本条例に基づきあらかじめ名簿を提供できるようにすることにより、情報不足の問題については解消していきたいと考えています。	無	

パブリックコメント手続における「(仮称)地域支え合い活動推進条例(案)」に対する意見と市の考え方

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	条例修正案
5-1	全般	<p>条例制定は必須 提示されている条例(案)は民児協地区会議で市より概要の説明を受けたが、急速に進んでいる高齢化社会にあって、地域の福祉、災害時の援護等地域住民の相互支援を推進するうえで必須。 H20/3策定の「災害時要援護者避難支援計画」は単に対象者の登録に止まり、救援現場には情報が回らず実効性に疑問があったが、本案では自治会等活動の実行者に情報が還元提供されるよう改善、進化しているところが評価される。</p>	<p>日常的な見守り活動や災害時の避難支援の実施に携わる自治会等に必要な情報をあらかじめ提供できるよう条例を整備し、地域における支え合い活動の推進を図っていきます。</p>	無	
5-2	全般	<p>自治会の位置づけの明確化と支援・育成 恒常的、継続的な福祉関連活動、また災害時の緊急救援活動の両面から活動の主体は市行政の指導・支援の下に地域住民の足元組織・自治会が主体で担うようにすべきである。が、現時点では実効性のある活動を展開しているのは176自治会のうち極めて少数(凡そ30?)に留まっており、多少の時間と金をかけてもこの戦略的育成整備が急務。 市も自治会を任意団体であるが故に及び腰で扱うのではなく、行政の末端を担うパートナーとして条例の中で位置付けを明確にし、積極的に指導・支援、育成し活用すべきである。 中長期的には財政難の時代に行政コストの低減にも繋がり、整備のスピードを上げるために財政支援、育成のインセンティブ策も必要。</p>	<p>地域における支え合い活動を推進するためには、行政と地域がそれぞれに期待される役割を理解し、連携・協力していくことが必要です。本条例では、市、市民、自治会等、関係機関、事業者それぞれに期待される役割を規定していますが、地域のコミュニティ活動の中核を担っている自治会には、地域における支え合い活動の中心的主体としての役割を期待しており、これを条文に明記したものです。 自治会には、未加入者の増加や役員等の担い手不足などが課題となっていることは認識しており、自治会への加入促進や自治会等のコミュニティ活動における担い手の育成などに努めていきますが、本条例に基づきあらかじめ名簿を提供できるようにすることにより、情報不足の問題については解消していきたいと考えています。 本条例に基づく団体等の活動に対する金銭的な報酬は考えていませんが、自治会等のご意見も伺いそれぞれの活動の自主性・主体性を尊重しながら、実際に支え合い活動に従事する上で必要な要望等について支援できることがあれば、対応していきたいと考えています。</p>	無	
5-3	全般	<p>関連機関・団体との役割整理と連携強化 現在、行政の外側で地域に関連した福祉、防犯、防災等諸活動には自治会、地区社協、民児協等があるが、これらの位置づけと役割を整理し、本来地域活動として推進すべき防犯、防災、見守り等の活動は自治会を中心にして連携を強化して推進すべき。現在は其々の活動がバラバラで不十分、連携を強め実効性のある形に再整備が必要。</p>	<p>条例に基づく地域の支え合い活動を推進していくに当たっては、関係者の皆様と継続的に協議していく場を設定し、各主体が連携・協力して効果的な活動が行えるよう継続的に必要な施策を検討していきます。</p>	無	
5-4	全般	<p>民生委員連携について 私は民生委を務めているが、プライバシーに深く関わる個人対応活動の他、地域の見守り、災害時援護、防犯啓蒙等々本来地域ぐるみ(自治会等)推進が適切な筈の活動が民生委は個人情報保有するという主な理由から、到底個人では担いきれない仕事が安易且つ過重に懸ってきている。その一方で、多くの地域では委員と自治会との連携が上手く取れず所期の活動が十分に果たせないとの悩みも多く聴く。そのようなことが近年、民生委自身の高齢化とあいまって、なり手が無くなる要因の一つとなり、また民生委活動の低調化が危惧される。民児協は本来のプライバシーに関わる個人対応に重点化し、地域活動は必要に応じ保有情報を活かし協力するのが望ましい。 現在民児協が進めている「災害時要援護者マップ」は情報が救援出動の手足から遠いところで管理され、いざ、緊急時の有効性は疑わしい。また、個人情報の取り扱いの観点からも疑問。 災害時、また地域福祉にしろ機動力を備えた「自治会」を早急に整備し、そこで一定の地域情報が集中管理されるようになるのが理想と考える。</p>	<p>市としては、支援を必要とする方にとって、最も身近な存在である自治会に今後の活動の中心になって頂きたいと期待していますが、現在活動していただいている30自治会以外の地域については、民生委員や地区社会福祉協議会にカバーしていただいている現状があります。 民生委員には、本人の同意の基に行う定期的な訪問などの見守り活動を行っていただいていることから、本条例においても、自治会等、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、消防とともに名簿を提供できる団体等として位置付けています。 また、条例に基づく地域の支え合い活動を推進していくに当たっては、関係者の皆様と継続的に協議していく場を設定し、各主体が連携・協力して効果的な活動が行えるよう継続的に必要な施策を検討していきます。 なお、民生委員の負担軽減の必要性は認識しており、次期の一斉改選における定数の見直しに向け、民生委員児童委員連絡協議会と十分協議していきたいと考えています。</p>	無	
6-1	第2条第2項	<p>[主旨] 「75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者」に加え、「70歳以上の単身世帯に属する者」をも対象に加えるべきである。 [理由] ①“支え合い”条例とは言いながら、条例案では年金制度と同様に異世代間の“支え合い”を求めることになる。70歳代前半の世代は一方で“支えられ対象”でもあるが、他方、“支える力を十分に有する世代”でもある。“支え”を同世代あるいはそれに近い層の元気な老人に委ねることも部分的には可能である。そこで、独居の老人のプライドを尊重するという観点からも、一方で“支え”また他方“支えられ”という形にすれば“支えられを希望しない”層にも受け入れられやすいと思料する。つまり、セットでの展開である(抱き合わせ作戦) ②先行実施している自治会あるいは地区社協でも既に70歳以上の独居老人を対象としているところも存在する。地方自治体の中では、既に中野区がその条例の第7条第1項の中で「70歳以上の単身の世帯に属する者」をも対象としている。</p>	<p>75歳以上とした「逆手上げ方式」の対象年齢に満たない方でも、心身の状況に不安がある場合など支援を必要とする方については、市に申し出ただく「手上げ方式」により、個別に名簿へ登録していきます。</p>	無	

パブリックコメント手続における「(仮称)地域支え合い活動推進条例(案)」に対する意見と市の考え方

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	条例修正案
7-1	第9条	(5)地区社会福祉協議会は削除すべき 「理由」(4)市町村社会福祉協議会に含まれる。 (案)解説P7 5行目～7行目は地区社会福祉協議会を説明していない。地区社会福祉協議会の位置付けが不明確。	流山市内15小学校区別に組織されている地区社会福祉協議会は、組織的にそれぞれ独立した任意のボランティア組織であると認識しており、「地区社会福祉協議会」として第9条第1項(5)に規定しています。なお、社会福祉法人流山市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項に規定される「市町村社会福祉協議会」として第9条第1項(4)に規定しています。 地区社会福祉協議会には現在も多くの地区で見守り活動を行っていただいていることから、活動を行う地区からの申出があれば名簿を提供できるよう、本条例にも名簿を提供できる団体として位置付けています。	無	
7-2	第14条	地区社会福祉協議会を申出組織から除外すべき 地区社会福祉協議会の構成員には自治会等が含まれている。条例の主旨からすれば、自治会等が実施するのが好ましく地区社会福祉協議会はその支援協力組織となるべき。 現在の地区社会福祉協議会の組織力は、活動拠点がなく、事務所は会長個人宅で自治会代表者、民生委員、老人クラブ代表、福祉関係者等が構成員となっているが、それぞれ多忙であり、また活動費は市社協及び市からの補助金、報償費である。このような不安定な組織を維持、継続していけるのは地域自治会の支援のもと、地区社会福祉協議会構成員のボランティア意識によるものと考えます。 「地域支え合い活動」をはじめ「地域福祉活動計画」の推進役として行動できる人的、物的、財政的支援そして情報の提供を願います。	市としては、自治会に今後の活動の中心になって頂きたいと期待していますが、現在活動していただいている30自治会以外の地域については、民生委員や地区社会福祉協議会にカバーしていただいている現状があります。 地区社会福祉協議会には現在多くの地区で行っていただいている見守り活動を継続していただきたいと考えており、活動を行う地区からの申出があれば名簿を提供できるよう、本条例においても、自治会等、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、消防とともに名簿を提供できる団体として位置付けています。 条例に基づく地域の支え合い活動を推進していくに当たっては、関係者の皆様と継続的に協議していく場を設定し、各主体が連携・協力して効果的な活動が行えるよう継続的に必要な施策を検討していきます。 本条例に基づく団体等の活動に対する金銭的な報酬は考えていませんが、現在、見守り活動を実施していただいている地区社会福祉協議会に対して「ひとり暮らし高齢者声の訪問事業」として報償費を支出しており、今後の当該事業のあり方については、地区社会福祉協議会のご意見も伺いながら検討していきたいと考えています。	無	